

## 乳がん検診実施要領

### 1 趣旨

この要領は、検診・健康診査実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく乳がん検診（以下「検診」という。）を適切に実施するため、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 2 実施場所

- (1) 個別検診は、指定医療機関（以下「実施機関」という。）で行う。
- (2) 集団検診は、集団検診実施機関（以下「検診機関」という。）が、検診車で行う。
- (3) 実施機関及び検診機関（以下「検診実施機関」という。）は、次に定める基準を満たすものとする。
  - ① 適切な撮影装置（原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、少なくとも適切な線量及び画質基準を満たしている装置）を備えているか、もしくは、日本乳がん検診精度管理中央機構の認定施設とする。
  - ② 検診機関は、実施機関と同様に適格な撮影装置を検診車に搭載する。

### 3 対象者

神戸市に居住する当該年度に40歳以上の偶数歳の誕生日を迎える女性に対し、原則として年1回行う。

### 4 受診手続

- (1) 受診希望者は、実施機関及び検診機関に直接申し出て受診する。
- (2) 受診者は、検診受診時に実施機関及び検診機関に自己負担金を支払う。
- (3) 受診者で自己負担金の支払いを要しないものの内、以下に該当する者は、それぞれに定める書類を検診受診時に実施機関に提示または提出することにより、自己負担なしで受診することができる。
  - ①生活保護法による被保護世帯に属する者  
生活保護適用証明書又は生活保護法医療券を提示
  - ②特定中国残留邦人等支援給付受給者  
本人確認証又は特定中国残留邦人支援給付適用証明書を提示
  - ③市民税が非課税又は均等割のみ課税の世帯に属する者  
市から交付を受けた無料受診券を提出

### 5 検診項目及び留意点

- (1) 質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、下記

の「なお」以下を除き、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。)

質問に当たっては、現在の症状、月経に関する事項及び妊娠の可能性の有無等を必ず聴取し、かつ、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、乳房エックス線検査の実施可否に係る事項等を聴取する。なお、質問は必ずしも対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

## (2) 乳房エックス線検査

### ① 乳房エックス線写真の撮影について

ア 日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する乳房エックス線検査に関する講習会又はこれに準ずる講習会を終了した診療放射線技師が乳房撮影を行うことが望ましい。

イ 両側乳房について、内外斜位方向撮影を行う。

ウ 40歳以上50歳未満の対象者については、イの内外斜位方向撮影と共に頭尾方向撮影も併せて行う。

### ② 乳房エックス線写真の読影について

ア 2名以上の医師が同時にまたはそれぞれ独立して、適切な読影環境のもとで読影する。

イ 読影医のうち、少なくとも1名は、十分な経験を有する医師（日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する講習会またはこれに準ずる講習会を修了していること。ただし、過去5年以上乳がん精密検査を実施してきた医師については、当面十分な経験を有するものとして読影を出来ることとするが、指定後概ね3年以内に日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する講習会またはこれに準ずる講習会を修了することとする。）であること。

ウ 読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行う。

エ 過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。

## (3) 視診及び触診

原則として行わないものとする。ただし、乳房エックス線写真の撮影が不可能と医師が判断した場合は、この限りではない。

## (4) ブレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）のすすめ

日常の健康管理としてのブレスト・アウェアネスについて、普及啓発を図る。

## 6 結果の通知

検診の結果については、精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知する。

## 7 精密検査

(1) 精密検査は、原則として、一定の基準を有する受入れ協力機関で実施する。

(2) 精密検査受入れ協力機関は、精密検査の受診結果、治療の状況等必要な事項につい

て市に報告する。

## 8 記録の整備

市は、受診者の氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、受診日、実施機関、画像の読影の結果（視触診の結果を含む）、精密検査の必要性の有無、医療機関における確定診断の結果及び治療の状況等を記録する。

## 9 受診者の事後指導

検診実施機関は、精密検査の未受診者に対して適切な指導を行う。

## 10 事業評価

乳がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、国の示す「事業評価のためのチェックリスト」等に基づき検討を実施し、精度管理の充実に努める。なお、乳がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（がん検診事業の評価に関する委員会報告書（平成20年3月））を参照する。

## 11 検診実施機関

- (1) 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で乳がん検診が円滑に実施されるよう、チェックリスト（検診実施機関用）を参考とするなどして、乳房エックス線検査等の精度管理に努める。
- (2) 検診実施機関は、乳がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- (3) 検診実施機関は、精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。
- (4) 検診実施機関は、画像及び検診結果を少なくとも5年間保存しなければならない。
- (5) 検診実施機関は、病院又は診療所以外の場所で医師の立会いなく、乳房エックス線検査を実施する場合、以下の点を遵守する。
  - ア 検診の実施に関し、事前に乳房エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した計画書を作成し、市町村に提出する。
  - イ 緊急時や必要時に医師に連絡できる体制を整備する。
  - ウ 乳房エックス線写真撮影時や緊急時のマニュアルを整備する。
  - エ 乳房エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。
  - オ 検診に従事する診療放射線技師が必要な教育・研修を受ける機会を確保する。

12 その他

この要領に定めのない事項については、健康局長が定める。

附 則

この要領は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は令和 4 年 2 月 21 日から実施する。

附 則

この要領は令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。